

小規模保育事業所 学園前ピース保育園 重要事項説明書

2024 年

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

| | |
|---------|--------------------------------|
| 名 称 | 一般社団法人 BMサポート |
| 所 在 地 | 大阪市東成区大今里南 4-1-1-101 新深江ピース保育園 |
| 電 話 番 号 | 06-6224-4616 |
| 代表者氏名 | 代表理事 朴佳子 (ぼく・よしこ) |

2 事業所の概要

| | |
|-------------|--|
| 施 設 の 種 類 | 奈良市認可 小規模保育事業A型 |
| 施 設 の 名 称 | 学園前ピース保育園 |
| 施 設 の 所 在 地 | 〒631-0036 奈良市学園北二丁目-5-8 モリシタ学園北ビル 1 階 |
| 連 絡 先 | 電話番号：0742-93-5880 FAX：0742-93-5890 |
| 管 理 者 | 施設長 金山政義 (かなやま・まさよし) |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、 保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童 |
| 認可定員 | 0歳児：3人 1歳児：8人 2歳児：8人 |
| 利用定員 | 満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人 |
| 開 設 年 月 日 | 2021年 4月 1日 |
| 事 業 所 番 号 | 2722270600049 |

3 事業の目的・運営方針

学園前ピース保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

| | | |
|-------|------|--|
| 建物 | 構造 | 鉄骨造 3階建 1階 |
| | 延べ面積 | 117.47 m ² |
| 屋外遊戯場 | | 学園朝日町・学園朝日元町公民館 3044.28 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|-------------|-------------------------|---|
| 乳児室又はほふく室 | 1室 | 10.20 m ² (0歳児) |
| 保育室 (又は遊戯室) | 1室 | 27.20 m ² (1歳児) 16.70 m ² (2歳児) |
| その他 | 調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い | |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食育について

管理栄養士の指導のもと国産食材にこだわり調理師による自園調理をしています。手作りのおやつや農家から直送のお米を精米し提供します。

季節ごとのテーマにそった食育体験を設定しています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

小規模保育事業A型 * A型はすべての職員が保育士資格者です。

| 職種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------|---|----|----|-----|----|
| 施設長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1 | 1 | | |
| 保育責任者 | 施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育を行います。 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行います。 | 10 | 6 | 4 | |
| 家庭支援員 | 自治体認定の研修資格をもつ保育補助者です。 | 1 | 1 | | |
| 調理員 | 管理栄養士の指導のもと調理師が食育計画に沿って調理します。 | 3 | 1 | 2 | |

当園では、奈良市の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種

の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|-------|----------------------|
| 施設長 | 正規の勤務時間帯（8：30～17：30） |
| 保育責任者 | 正規の勤務時間帯（8：30～17：30） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（7：30～19：30） |
| 調理員 | 正規の勤務時間帯（8：00～17：00） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜日、祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

管理栄養士の指導のもと調理師による自園調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する月曜日～土曜日

おやつは午前9時15分と午後3時20分。

時間外保育は午後6時30分頃におやつがあります。

園外保育など、行事により食事の提供を行わない日がありますがその場合必ず事前にお知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|---------|----|
| 0歳児 | 9時15分頃 | 11時頃 | 15時20分頃 | |
| 1歳児 | 9時15分頃 | 11時30分頃 | 15時20分頃 | |
| 2歳児 | 9時15分頃 | 11時30分頃 | 15時20分頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

11 連携施設

当園は保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

① 施設名：認定こども園 鶴舞やまこども園

| | |
|----------|--|
| 設置者名(法人) | 社会福祉法人 郡山双葉会 |
| 所在地 | 奈良市鶴舞東町 2-1 |
| 連携内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 集団保育を体験させるための機会の設定・ 代替保育の提供・ 当園における保育の提供終了後の継続的な受入 |

② 施設名：幼保連携型認定こども園 鶴舞保育園

| | |
|----------|---|
| 設置者名(法人) | 社会福祉法人 淳心会 |
| 所在地 | 奈良市鶴舞東町 1-79-101 |
| 連携内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 集団保育に関する支援・ 代替保育に関する支援・ 卒園後の受け皿としての支援 |

③ 施設名：桜華保育園

| | |
|----------|---|
| 設置者名(法人) | 社会福祉法人 大和清泉会 |
| 所在地 | 奈良市二名 1 丁目 2361 番地 3 |
| 連携内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 集団保育に関する支援・ 代替保育に関する支援・ 卒園後の受け皿としての支援 |

※保護者が住んでいる市町村への利用申込みが必要となりますが、連携施設の 受入枠の中で当該施設を希望される場合、優先的に入所できます。それぞれの連携施設で受入枠が決まっておりますため、希望者が多い場合はご希望に沿えないこともございますので、予めご了承ください。

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

奈良市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

| | |
|-----------|--------------------------|
| 医療機関の名称 | なかむら小児科 |
| 医院長名又は医師名 | 中邨弘重（なかむら・ひろしげ） |
| 所在地 | 奈良市学園北1-14-13 メディカル学園前3F |
| 電話番号 | 0742-43-7713 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|------------------------------|
| 医療機関の名称 | とみ歯科 |
| 医院長名又は医師名 | 中西哲也（なかにし・てつや） |
| 所在地 | 大阪市生野区小路東1-21-13 カサハventa 2F |
| 電話番号 | 06-6758-4180 |

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知設備 有 ・非常警報器具・設備 有 ・避難器具 有 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|-------------------|---|---------------|
| 当園 ご利用 相談窓口 | ・窓口担当者 朴佳子（ぼく・よしこ） ・ご利用時間 8：30～ 18：30 ・電話番号 0742-93-5880 F A X 0742-93-5890 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | |
| 第三者委員 | 都鐘宇 金泰英 | 社会福祉士 司法書士 |

※ 当園では上記のほか園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|----------------------|
| 保険の種類 | 独立行政法人スポーツ振興センター災害共済 |
| 保険の内容 | 災害共済保険 |
| 保険金額 | 別紙参照 |

※詳しくは、別紙「災害共済給付制度のお知らせ」を御確認ください。

21 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により奈良市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

22 当園におけるその他の留意事項

| | |
|--------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乘せ徴収分、実費徴収分）

実費徴収費

| | | |
|----------|---|--|
| 入園に係る費用 | 連絡帳や教材費、保育に必要な物品 | 別紙でお知らせします。 |
| 行事費 | 随時 | 実費 |
| 保険代 | 年間 315 円 | スポーツ振興センター災害共済 |
| 絵本代 | 毎月 0 歳 410 円、1 歳 410 円、2 歳 470 円 | |
| 延長保育料 | 標準時間 月払い：3,000 円（おやつ代含む） 1 時間：300 円（別途おやつ代 100 円徴収） | （平日、土曜日）18：30～19：30 月払いは前月までに申請をお願いしております。前月までに申請がない場合は 1 時間 300 円で延長料金を計算します。 |
| | 短時間 15 分：150 円 30 分：300 円（別途 6 時半以降おやつ代 100 円徴収） | （平日）7：30～8：30、16：30～19：30 （土曜日）7：30～8：30、16：30～19：30 |
| 延長時のおやつ代 | 100 円 | 6 時半以降で夕方のおやつを出します。 |
| おむつ代 | 1 枚：50 円 | 在庫がなくなった場合。 |

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

物品販売リスト（2024 年度）

| 物品名 | 金額 | 0 歳児 | 1 歳児 | 2 歳児 |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| カラー帽子 | ¥1,030 | ○ | ○ | ○ |
| スモック | ¥2,000 | ○ | ○ | ○ |
| 健康ノート | ¥250 | ○ | ○ | ○ |
| おたより帳 | ¥360 | | | ○ |
| 出席シール | ¥330 | | | ○ |
| ワーク 2 冊 | ¥890 | | | ○ |
| 集金袋 | ¥48 | ○ | ○ | ○ |
| クレヨン | ¥756 | ○ | ○ | ○ |
| のり | ¥96 | ○ | ○ | ○ |
| マーカー | ¥836 | ○ | ○ | ○ |
| ハサミ | ¥422 | | | ○ |
| ねん土 | ¥510 | | | ○ |
| ねん土ケース | ¥352 | | | ○ |
| 自由画帳 | ¥370 | ○ | ○ | ○ |
| 誕生日カード | ¥270 | ○ | ○ | ○ |
| 保険代 | ¥315 | ○ | ○ | ○ |
| 合計 | | ¥5,971 | ¥5,971 | ¥8,835 |

* 上記金額をゆうちょ銀行口座より 4 月 22 日に引き落としさせていただきます。

* なおスモックの代金は 1 枚分です。2 枚必要な方は後日、販売いたしますので申し出て下さい。

学園前ピース保育園